

事前復興まちづくり計画策定の手引き検討委託業務 プロポーザル仕様書

（適用の範囲）

第1条 「事前復興まちづくり計画策定の手引き検討委託業務プロポーザル仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、受託候補者をプロポーザル方式で決定するにあたり、企画提案を求める上での業務内容の基本的事項を定めるものである。正式な業務契約時に取り交わす仕様書（契約書に添付するもの）は、受託候補者と協議の上、千葉県が作成する。

（業務の目的）

第2条 国の公表において、本県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震（南海トラフ地震、首都直下地震）が発生する確率は70％程度とされており、地震発生の際の蓋然性が高く、発災すれば甚大な被害となることがシミュレーションされている。

災害による被害からの土地の復興を迅速かつ効率的に行うため、市町村において「復興事前準備（復興体制、復興手順、復興まちづくりの目標などの事前検討、復興訓練の実施、基礎データの事前整理、分析）」の取組を進め、事前復興まちづくり計画を策定しておくことが重要である。

このため、本県では、市町村の事前復興まちづくり計画の策定を支援するため、市町村における復興事前準備の取組や計画検討に資する「手引き」の作成を行うものである。

（履行期間）

第3条 契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

（業務の対象範囲）

第4条 県内54市町村を対象とする。

（業務実施概念）

第5条 受託者は、本業務を実施するにあたっては、千葉県の意図及び目的を十分理解した上で、経験のある最上級の業務責任者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行わなければならない。

（業務計画書の提出）

第6条 受託者は、本業務が確実かつ効率的に実施できるよう、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、次に掲げる事項について業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

業務計画書記載事項：業務概要、業務実施方針、打合せ計画、業務工程、業務組織計画、連絡体制、成果物の品質確保計画、成果物の内容・部数、使用する主な図書及び基準、個人情報の管理計画

(検査)

第7条 受託者は、全工程完了後、委託者に業務完了報告書（様式任意）とともに成果物を提出し、委託者の完了検査を受けなければならない。

(成果物の管理及び帰属)

第8条 成果品はすべて委託者の帰属とし、受託者は、委託者の許可なく成果物等を利用、公表、又は貸与してはならない。また、委託者が必要としたときは、履行期限前であっても、成果物の一部について、受託者は速やかにとりまとめ、提出しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 受託者は、本業務に関し、直接又は間接的に知り得た事項について、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。

(軽微な変更)

第10条 本業務の実施において生じる軽微な変更は、監督職員の指示に従って処理するものとする。この場合、契約金額の増額変更は行わない。ただし、大幅な業務条件の変更を伴う場合は、別途協議するものとする。

(本業務の指示及び監督)

第11条 受託者は、業務遂行にあたって、監督職員と緊密な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

2 受託者は、本業務の各段階に着手するときは、当該段階の実施方針について、監督職員の承諾を得なければならない。

3 受託者は、業務遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項、並びに本仕様書に明記されていない事項については、監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。

(業務内容)

第12条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 復興事例や関連計画の収集・分析・評価

千葉県における事前復興まちづくり計画策定の手引き検討の基礎資料を作成するため、東日本大震災や能登半島地震などの復興事例や復興事前準備に関する他都府県の関連マニュアル、県及び市町村の地域防災計画、その他本県の既存計画・マニュアル（見直し中のものも含む）、国のガイドラインなどを収集し、以下の視点で分析・評価を行う。

① 本県で想定する災害、被害想定

② 本県の地形、市街地規模、被害想定等を踏まえた、地域別の都市防災上の課題及び想定される復興手法

③ 被災時における県・市町村の役割、必要な手続き、課題

- ④ 復興事前準備の取組や事前復興まちづくり計画策定に関する県・市町村の役割、必要な手続き、課題
- ⑤ 復興まちづくりにおける住民合意形成に係る事例収集、整理、評価

(2) 手引き作成に向けた検討及び素案作成

(1) の分析・評価を踏まえ、以下の内容を検討し、手引きの素案を作成する。

- ① 復興まちづくりの基本的な考え方・目標
- ② 本県の地形、市街地規模、被害想定等を踏まえた復興パターン
- ③ 各復興パターンの土地利用の方針、復興手順、事業手法など
- ④ 市町村における事前復興まちづくり計画策定の体制及び手順、計画のひな形の作成
- ⑤ 被災時における県・市町村の具体的な行動手順、必要な手続き
(いつ、誰が、何を実施するのか、分かりやすく時系列で表現。具体的な手続きのフローや作成資料のイメージも整理)
- ⑥ 平時の取組み(模擬訓練の実施、地元住民参画の事例など)
- ⑦ 復興事前準備に係る市町村の取組み状況確認のためのチェックリストの作成

(3) 検討会及び市町村向け説明会、ワークショップの運営補助

手引き作成にあたり、(1) の分析・評価、(2) の検討内容を諮るため、有識者や行政等で構成する検討会(4回を想定)を開催する。

また、市町村の地域の実情に合った計画検討が進められるよう、手引き作成の段階で市町村への説明会(1回を想定)、市町村とのワークショップ(2回を想定)を開催する。

検討会及び説明会、ワークショップについて、受託者は、資料作成、資料印刷、議事進行、議事録作成、その他会議に必要な運営補助を行う。

なお、検討会及び説明会は、状況に応じて、委託者と協議の上、WEB会議や書面開催等での対応も可能とする。WEB会議、書面開催とする場合は、資料を事前に郵送し、WEB会議に必要な資機材や通信設備は受託者の負担とする。

(4) 関係機関協議の補助

手引き作成にあたり必要な国等の関係機関との協議について、資料作成、資料印刷、議事録作成などの補助を行う。

(5) 報告書作成

上記の検討結果・経緯等を分かりやすく整理して、報告書としてとりまとめる。

(打合せ協議)

第14条 打合せ協議は、業務着手時、中間4回、成果品納品時の6回とする。また、打合せ場所については、千葉県庁を予定する。

(成果物)

第 15 条 成果物は下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① 報告書 (A4) | 2 部 |
| ② 報告書概要版 (A4 あるいは A3) | 2 部 |
| ③ 電子データ (CD-R) | 2 部 |